



■ 労働者派遣を原則禁止する労働法改正に進展

2020年11月に発議され、同年12月に経済界からの強い要請を受け審議が先延ばしとなっていた人材派遣(通称、アウトソーシング)を原則禁止する労働法改正について、4月5日、民間企業代表、労働者代表、政府の三者間協議において合意に達したことが公表されました。合意の内容は次の通りです。

1. 人材派遣の原則禁止
2. 派遣先の事業目的や主要な経済活動以外の業務を行う専門業務における人材派遣業の規制(労働社会保障省(Secretaría del Trabajo y Previsión Social)等への登録、派遣先企業と派遣元企業の共同責任など)
3. 派遣労働者の直接雇用への切替について、3か月間の猶予の付与
4. PTUの計算方法に関し、2つの方法を確立

なお、新しいPTUの計算方法においては、労働者への利益分配額が56%増となることが予想されています。同合意は、法改正案の審議に十分役立てられるよう、国会に提出されるとのことです。

■ 食品包装への警告表示義務完全施行、1か月の猶予

2020年11月27日付官報にて公示され、同年10月1日に発効した「飲食料品の商品および健康情報に関する一般的表示仕様に関する公式メキシコ規格NOM-051-SCFI/SSA1-2010を改正する省令」は、4月1日に完全施行となりました。先に適用開始となった、糖類、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、カロリーなど過剰摂取になることを示す表示や子どもに推奨されない旨をパッケージに表示するルールのほか、対象となる商品パッケージにキャラクターや有名人、スポーツ選手などの写真や絵を採用することの禁止、添加糖の詳細表示、食物アレルギー表示の厳格化などへの対応が必要となります。過剰摂取に関する表示に関しては、2021年3月31日までは貼付による表示が認められていましたが、4月1日以降は印字による表示を徹底しなければなりません。

しかしながら、経済省(Secretaría de Economía)は、3月31日付官報にて省令を公示し、4月1日より適用される表示義務については、5月31日までは、未表示があった場合(商品パッケージへのキャラクター等の起用については、警告表示等の表示義務を満たしながらも、キャラクター等の表示があった場合)でも罰則を適用しないことを通知しました。

また、同省令では、過剰摂取に関する表示に関しては、国内製造事業者においては、表示内容が規定を遵守していることを条件に、5月31日までは貼付による表示があっても、違反とみなさないとしています。更に、輸入製品については、表示内容等が規格基準に適合することを条件に、貼付による表示を行っても違反とみなさないとし、ステッカー等の貼付による表示を認めています。

■ IMSS 登録労働者の平均賃金上昇

メキシコ社会保険庁(IMSS)の公表によると、2021年2月28日時点での登録労働者数は19,936,938人となり、前年同月比では-3.3%となるものの、前月比0.2%増となりました。過去12か月の上昇率を見ると、加工産業、社会サービス産業での増加がみられ、また州別ではバハカリフォルニア、タバスコ、チワワ州で増加傾向にあるとのことでした。また、登録労働者の福利厚生費を含む平均賃金額は429.7ペソ/日となっており、前年同月比8.1%増と、過去10年間の2月の記録では最高の上昇率となりました。

2021年	IMSS 登録労働者数(人)	登録労働者の平均賃金 (福利厚生を含む/ペソ)	登録使用者数(社)
1月	19,821,651	428.8	999,042
2月	19,936,938	429.7	1,000,910

■ 2021年3月の主な法律・規則等の改正・制定情報

公示日	施行日	法令・規則	
3月5日	3月6日	Acuerdo que modifica al diverso por el que la Secretaría de Economía emite reglas y criterios de carácter general en materia de Comercio Exterior	改正
3月9日	3月10日	Ley de la Industria Eléctrica.	改正
3月11日	3月12日	Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos	改正
3月18日	3月19日	Ley General de Acceso de las Mujeres a una Vida Libre de Violencia.	改正
3月22日	3月23日	Ley Federal de Cinematografía	改正
3月30日	3月31日	Ley Federal de Trabajo	改正
3月31日	3月31日	Acuerdo por el que se da a conocer el Acuerdo Interinstitucional entre la Secretaría de Economía, por conducto de la Dirección General de Normas, la Secretaría de Salud, a través de la Comisión Federal para la Protección contra Riesgos Sanitarios, y la Procuraduría Federal del Consumidor, respecto a las actividades de verificación de la Modificación a la Norma Oficial Mexicana NOM-051-SCFI/SSA1-2010, Especificaciones generales de etiquetado para alimentos y bebidas no alcohólicas preenvasados-Información comercial y sanitaria, publicada el 5 de abril de 2010, que fue publicada el 27 de marzo de 2020, suscrito el 10 de marzo de 2021	制定

■ ご案内

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染防止のため、弊事務所では、引き続き、全従業員の在宅勤務を行っております。そのため、メールまたは担当津村までお電話にてご連絡いただけますと幸いです。

弊事務所は顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

- ・法律顧問契約を解約した、顧問先がない
- ・人員削減のため手が回らない
- ・法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

また、法人のお客様に限らず、個人のお客様にも対応しております。不動産購入、賃貸借トラブル、ビザ手続、証明書申請の代行など、ご不安なことがありましたらご相談ください。

メールや電話の他、現地ご担当者様、日本親会社の担当者様など複数拠点を結んでのウェブ面談も対応しておりますので、ご希望ございましたら遠慮なくお知らせください。



T N Y

TNY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V. (TNY 国際法律事務所)

Address

Hegel 153, 901, Col. Polanco V Sección,
Miguel Hidalgo, C.P.11560, Ciudad de
México, México.

Contact



(+52) 55-5464-2616



info@tnygroup.biz



<https://www.tny-mexico.com>